



## 福祉 65歳以上の皆さんへ 平成21年度から介護保険料が変わります

高齢者の増加にともない、介護保険のサービスにかかる費用も年々増加する傾向にありま  
す。この介護保険サービスにか  
かる費用を算出し、平成21年度  
から平成23年度まで、65歳以上  
の人の所得に応じた介護保険料  
が決められました。介護保険サ  
ービスを安定的に提供していく  
ため、ご理解とご協力をお願い  
します。

### 介護報酬改訂にともなう保険料 上昇分の軽減

介護従事者の処遇を改善する  
ために、介護報酬が改定されま  
した。その分が介護保険料に反  
映されますが、介護保険料の急  
激な上昇を抑えるために、平成  
21年度から平成23年度の介護保  
険料の上昇分のうち介護報酬改  
定分にともなう増加分について  
は国が一部を負担し、被保険者  
の負担を軽減  
します。

所得段階	対象者	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者および老齢福祉年金受給者*1で、世帯全員が市町村民税非課税の人	基準額×0.50	24,600円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税の人で、前年の合計所得金額*2と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.50	24,600円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税の人で、第2段階に該当しない人	基準額×0.75	36,900円
第4段階①(特例)*3	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人で、前年の合計所得金額と前年の課税年金収入額の合計が80万円以下の人	基準額×0.875	43,000円
第4段階②	世帯の誰かに市町村民税が課税されているが、本人は市町村民税非課税の人で、第4段階①に該当しない人	基準額	49,200円
第5段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の人	基準額×1.25	61,500円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の人	基準額×1.50	73,800円

\*1 老齢福祉年金 明治44年に4月1日以前に生まれた人、又は大正5年4月1日までに生まれた人で一定の要件を満たしている方に支給されている年金です。  
 \*2 合計所得金額 「所得」とは、実際の「収入」から「必要経費の相当額」を差し引いた額です。  
 \*3 第4段階①(特例) 平成21年度から平成23年度までの新たな軽減措置として設定されました。

※5月頃に「高齢者保健福祉計画および第4期介護保険事業計画ダイジェスト版」を配布予定です。  
 ▼問合せ先 役場健康福祉課福祉室  
 ☎54・3111  
 1(内線152)

## 災害 備えをお願いします 吉岡町(利根川)洪水ハザードマップ配布

町では、県が公表している利根川浸水想定区域図を基に「吉岡町(利根川)洪水ハザードマップ」を作成しました。このマップ(A3両面折り込み)には、想定される浸水の範囲や程度ならびに避難所、気象防災情報および災害時の心がけなどを記載してあり、今回「広報よしおか」4月号とあわせて各世帯に配布します。

大雨の際には町から避難勧告や避難指示が出ます。出る場合もあります。ハザードマップにより利根川付近の状況を確認し、いざというときに備えて避難所までの経路を想定しておくなど、日ごろからの備えにご活用ください。

大雨の際には町から避難勧告や避難指示が出ます。



## ごみ 4月から 家電リサイクル法の対象品目が追加されました

4月から、家電リサイクル法の対象品目に、液晶式・プラスマ式テレビ、衣類乾燥機が追加されました。

3月末まで、液晶テレビ・プラスマテレビ、衣類乾燥機は粗大ゴミとして町が収集していましたが、4月以降は収集対象から除かれています。

今後、これらを排出する場合は、販売店または家電回収協力店に収集を依頼するか、メーカーが指定する指定取引場所まで直接持ち込んでください。  
 ▼問合せ先 役場町民生課生活環境室 ☎54・3111(内線144)



## 納税 町税や上下水道の使用料金など 納税通知書の記載が変わります

町税や上下水道の使用料金などは、原則として12月を除き月末が納付期限となつていますが、月末が土・日曜日、祝日などの閉庁日の場合は、翌月の平日開庁日が納付期限となり、同月の納付期限が2回になるため、どの期別の分を納付するのかわかりづらいという指摘がありましたので、平成21年度分より支払月を納税通知書に記載するよう変更しました。

(例) 5月支払い分(第2期)の原則の納付期限5月31日が日曜日の場合。↓6月1日が納付期限となります。この場合の記載は次のようになります。



### 変更後の記載方法

期別	第1期 (4月分)	第2期 (5月分)	第3期 (6月分)
納期限	平成21年 4月30日	平成21年 6月1日	平成21年 6月30日

※同じ6月の2回の納付期限が、何月の支払い分か分かるように表示します。

### これまでの記載方法

期別	第1期	第2期	第3期
納期限	平成21年 4月30日	平成21年 6月1日	平成21年 6月30日

※このように6月の納付期限が2回表示されています。

※納税通知書に記載される「〇月分」の表示は、支払月を意味しています。

※軽自動車税は納付期限が年1回のため、これまでどおりの記載となります。

※口座振替の場合は、納付期限の日が振替日となります。

納税には役場会計課および収納金融機関(群馬銀行・北群渋川農協・東和銀行・しのめ信用金庫・北群馬信用金庫・かみつけ信用組合の各本支店)に納

## 募集 各種統計調査 統計調査員を募集

国や県からの委託により実施する各種統計調査に従事する統計調査員を募集します。

▼職務内容 町内の調査対象世帯や事業所などへ出向き調査内容を説明し、調査票を配布して記入を依頼。後日調査票を回収し、調査票の検査と調査書類を作成する。

▼募集人員 10人

▼時期 7月・10月・12月(4〜6週間)

▼時間 指定された期間内で、原則日中の都合がつく時間

▼待遇 報酬を支給(県補助金)

税通知書を持参のうえ納入してください。「しのめ信用金庫 総社吉岡支店(吉岡町大久保のフレッセイ吉岡店内)では、通常日の他、土・日曜日、祝日も午後5時まで取り扱っていますのでご利用ください。」

内容などのお問合せは、各税目・料金の担当課までお願いします。

▼問合せ先 吉岡町役場  
☎54・3111(代)

の範囲内)

▼応募資格 町内に居住し、調査活動に専念できる健康な人。調査員として仕事上、不適當と思われる職業または経歴を有しない人(警察、選挙、税務事務、興信所などに直接関係のない人)

▼申込方法 総務政策課にある申込書に記入し提出してください。

▼問合せ先 役場総務政策課 政策室  
☎54・3111(内線127)